

聖徳太子と社会教化精神

——日本社会教育思想史序説 (一) —

橋本芳契

目次

- 一、序　社会教育の歴史的研究について
- 二、聖徳太子時代と宗教的自覚
- 三、大乗仏教精神と社会教化

はじめに 金沢大学社会教育研究室における私の分担は、「社会教育に関する歴史的研究」の部門である。しかし、私は元来、専門的にその方の研究をした人間ではない。ただ過去において、多少教育行政に関係したり、教育の実際面に携わったりした機会に、社会教育について若干の知識を得、また幾つかの経験をもつたことがあるだけである。けれども、私には個人的にこの方面について興味が全然ないわけではなく、むしろ将来の教育方向は、現在のある意味で「学校教育」偏重になつた状態から脱して、「社会教育」の十全な発達による高次の一元的教育によつた文化国家の実現にあるとまで信じ、その方面に対しことに深い関心をいだいているというのが本当である。それゆえ、「社会教育」 social education の問題に対しては、素人ではありながら、絶えず注意を払つてゐる一人であり、特にそ

歴史的発達 historical development に関しては、次下にのべるような理由で、かなり長期にわたってその解明のために多少の努力をひきこめて來たりもありである。

社会教育の問題

戦後、社会教育の問題が急速に大きくとりあげるようになつたについては、あまざまな理由がそこに考えられるであろう。あるいは、日本社会の後進性という民族的文化的な事情への反省に由つたもあるであろう。あるいは、民主主義 democracy の普及という政治的・社会的欲求からでもあるであろう。あるいはまた、国民生活の合理化、ことに婦人や青年の社会的解放の問題がその動機となつたと考えられる点もあるであろう。しかし、ともかく社会教育の全面的実施が、法制的にもかく明確になつたことは、過去の日本にはなかつたことである。

(註) 『社会教育法』は、昭和二十四年六月十日に公布、即日施行になった。

いまここに現行『社会教育法』そのものを論じておる余裕はないが、この法律は元来、それより二年前、すなわち昭和二十二年に法律第二十五号として出された『教育基本法』の精神に則つて、「社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにする」（社会教育法第一条）ことを目的として制定されたものである。しかも同法でいう「社会教育」は、教育基本法に基いて「学校の教育課題として行われる教育活動」（それを仮りに学校教育と称するしよう）を除き、「主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」（社会教育法第二条）の範囲のものである。理念的には、これによつておそらくすべての公的 public な社会教育が蔽われることになるのである。しかしながら、社会教育全體に関してはそこにはすでにつきの二つの問題が生ずることになるであろう。

I　社会教育法が目的とした「国及び地方公共団体」以外のいわば私的 private な団体が主催し経営する社会教育をどう考えるか。

II　学校教育と社会教育とのつながり合いをどう考えるか。

Iに關しては、在來とて、國家や市町村がとりもつ社会教育があり、他方に寺院その他の宗教施設を中心とする私的な社会教育（そこに宗教教育と社会教育との関係の問題がある）等もあり、しかも公平に見て後者に属する部類に、たしかに前者にまさるともおとらない教育効果をあげていたものがあるのである。

(註) 石川県羽咋郡、鹿島郡の両郡を隔年巡回する仏教的宗教講「御崇敬（ごそっきょう）」（歎喜光院さま）は、百五十年以上の歴史をもち、毎年一月六日から七日払暁にかけて数千人の參集する越年行事には、毎回百万円近い経理をするのであるが、新聞面には一行の記事も出ず、ラジオにも一言の放送もない。また恐らくその必要もないのであろう。

さらにIIについては、社会教育法が、「学校施設の利用」という一章六条を設けているほど、学校との接觸が實際上あるのである。それは現状としては単に施設の利用という範囲にとどまらず、人的その他の面でも、相互の交渉が多いのである。

そこで、社会教育の実務に携わるひとには

I 『社会教育法』の研究を中心とする法精神の体得

II 潑つて『教育基本法』により、日本教育の根本理念を明らかにし、その實際要領を心得ること

III これまで広く一般に行われて來た社会教育の歴史的發達について考究すること

以上のような手順を追うて社会教育に関する基本的知識をマスターし、原理的にも明確な信念のもとにこれに対処することができるようになる必要があるであろう。

しかしながら 私どもの見るところでは、社会教育は本来、もつと深く且広いしごとであろうと思う。したがつて、前記のような程度や範囲の規定でしかない現行『社会教育法』に対しても決して不足に思うことがないわけがない。しかしまだ、社会教育が法令的にスタートを切ったそのことが、考えてみれば日本社会の大きな前進なのである。現下の社会教育は、内容的にさまざまなもの問題を含んでいるであろう。それだけに、われわれには、一步現在を離

れて、過去においてどのような形態の社会教育が行われていたか、またその根本精神がどこにあつたか、そうした点を明らかにすることによって現在および将来の社会教育の方向を明らかにすることは極めて意義ある仕事のように思われる。また他方、諸外国における社会教育の実際を知つて、わが国のものと比較研究する必要もあるであろう。ことに終戦後まもなく実施された前記『教育基本法』そのものが、アメリカ教育使節団（団長ジョージ・D・ストッダード博士以下二十七団員）が日本の教育の実情を観察した結果として昭和二十一年三月末日、マッカーサー元帥あてに提出したいわゆる『使節団報告書』を機縁としたと考えられるから、社会教育についても欧米的なその理念を批判的に追究して、民族伝統の教育理念との融合をはかる必要があるであろう。

成人教育の理念

『社会教育法』は前記のように、同法における社会教育の対象を「青少年と成人」としている。

ところで『使節団報告書』にも、「成人教育」という一章があつて、「日本国民の直面する現下の危機において、成人教育（文部省『新教育指針』には「公民教育」）は極めて重大な意義を有する。それは、民主主義国家は個々の国民に大きな責任をもたせるからである。」としていた。そして、「学校」は成人教育の単なる一機関に過ぎず、両親と教師などが一体となつた活動（P.T.A.の組織と活動）により、また成人のための夜学や講座公開により、更に種々の社会活動に校舎を開放すること等によって、成人教育が助長される。重要な成人教育機関の一つが公立図書館である。科学、芸術及び産業博物館も教育目的に役立つ。その他、社会團体・専門團体・労働團体・政治團体等を含む凡ゆる種類の団体組織が、座談会や討論会等方式を有効に利用するようとする。それらのため「成人教育」事務に一層活を入れ、またその民主化をはかるべきである、と言つていた。たしかにそれらの勧告の採択や反映が『社会教育法』の上に見られるのである。

しかし、戦後もはや十五年以上を経過した今日、日本の社会教育は、第二の新たな段階に達しているとしなければならない。「成人教育」の理念には、たしかに近代的市民的なものがあつて、十分わが國家国民として受容すべきも

のと考えられる。同時に、その名こそ異なれ、社会教育の実は、わが国としてことに古いものである。これを歴史的に明確にすると同時に、社会教育の実施方策樹立上に十分役立たせたいものである。

日本社会教育史の方法

前述のように、わが国では戦後になつてはじめて『社会教育法』の制定を見たほどで、いかにも同法実施後、すでに十年以上を経たとは言え、その完全実施に到るまでには、まだまだひまがかかることと思われる。まして学問的に「社会教育」を体系づけ、社会教育学 *science of social education* と称するものを形成確立するためには、やまとまな用意と工夫とが要ることであろう。いふねや、いふねむの社会教育学は、*pedagogy in society* として「社会一教育」であるよりは、「社会教育一学」なのである。前者が教育学の一応用学たる特質を有するに対し後者は、社会教育そのものを直接目的とした独立の学として、社会教育一般を可能ならしめる諸条件を問う科学として理解することができないであろうか。したがつて、教育学に直接、類縁する教育史 *History of education* に対応し、社会教育史 *History of social education* は社会教育の歴史的発達のあとを考究する学問たるであろう。社会教育学それ自体は、普遍学として社会教育に因する原理的部門たるであるが、社会教育史なるものは、個々の地域においておこなわれた社会教育に関する史実を実例的に記述することが主となるであろう。したがつて、小は郷土における社会教育史 *History of social education in the land* を考え得ると同時に、大は世界社会教育史 *History of social education in the world* を構想し得るのであらう。こゝでは日本という歴史的・社会的地域における社会教育の歴史的発達のあとを考証する意味で、「日本社会教育史」 *History of social education in Japan* の概念により、その起源から順次現代に到るまでの社会教育の発達推移と展開のあとを尾よぶべくものである。もとより、社会教育史としては、事業面の記述が伴わねばならないが、社会教育史の学的意義は、むしろその思想面により大きいであろうから、社会教育思想史という方が実際的である。したがつて、全体として日本社会教育思想史を記するのがこゝでの当面の目的なのである。

さて、一国の社会教育を思想的に支えてきたものには、民族固有の生活信念と共に、より普遍的な世界觀や道徳觀念、または社会的信念であったとしなければならない。そして、教育意識は「神話」 mythology その他の形態で民族間に起り且伝承されて以来、民族生活と共に次第に高まって来たことが考えられる。しかし、特に社会教育意識がハッキリするためには次のような要件がいるであろう。すなわち

I 民族生活の窮乏

II 普遍的信念の發生

III 指導的先覺者の出現

などである。民族生活の窮乏は、単に経済のことからばかりでなく、思想的精神的な事情や理由からも生ずる。あるいは、思想生活と経済生活との間に密接な関連があると言つてもよい。そうした際、民族生活の中から、救濟を求める觀念が起るでもあろうし、逆に思想的・精神的に普遍的なものに触れることが、自己の反省をもたらし、ひいては高次の精神生活に到ろうとする動きとなる場合もあるであらう。それにしても、そうした民族生活の経済的、または思想的危機に際して偉大な先覺者が出て、民衆を指導することが、まさに近代的な教育の性格とは区別された意味での「教化」 teaching なのであって、その教化のひろがりや客觀性のうえに、いわゆる「社会的」 social と言われることがあつて、それが如実な「社会教化」 social teaching なのである。そしてそうした教化者をこそ、まさに教師 teacher と呼ぶのである。わが国の社会教育史を回顧したとき、こうした民族の教師 teacher of nation として必ず目につくのは言うまでもなく飛鳥朝の聖德太子であり、太子を「和國の教主」と讃仰した親鸞の真意も、やはりそうした民族の偉大な教化者への限りない報恩と謝徳の思いにあつたのである。

一一 聖德太子時代と宗教的自覚

日本史觀の更新

戦後、国史研究は急速にあらたまり、現に「国史」の語やその意識さえもが、排他的な民族的優勝觀念を伴うとして極端に避けられ、専ら「日本史」と書かなければならぬようになった。（昭和二十一年十二月三十一日付、修身科・国史科・地理科の中止についての指令 Suspension of Courses in Morals (Shushin), Japanese History, and Geography がマッカーサー司令部から発せられた）そうした中に、日本神話や神武紀元に対しても強い疑念がもたられ、ひいては六世紀の後半から七世紀の二十年代にかけて在世された聖德太子についてまで懷疑的な見解が生ずるに至った。しかし、戦争中、あるいはそれ以前からのような、強い民族主義やナショナリズムの立場に立つてならないを知らず、世界史や東洋史との密接な照応のもとに知らるべきことになった今日の日本史上では、

聖德太子（A.D.574—622）の時代が東洋史では陳から隋・唐初へかけてのときであり、世界史ではマホメット Mohammed (A.D. 571—632) を中心に回教 Mohammedanism が盛んに起されたときである〔(註) 1〕ことを知るとき、太子やその時代に関する記述に、よしんば伝説的なものがまとわりついているにしても、その記述の基底面や基本線には、世界史的な、あるいは東洋史的な動きそのものが客觀的な確實さをもつてひそんでいることを否定するわけにいかない〔(註) 2〕。

(註) 1 マホメットが創めた回教 (Islam ともいいう) を唱えたのは西紀六一〇年で、太子が摄政していられた推古朝の第十八年に当る。また、マホメットがメッカからメジナに出奔したいわゆる「ハジラ」 Hegira (出發・移住の意) は、同じく六一〇年で、あたかも太子薨去の年である。

2 作家井上靖の『天平の甍』（昭三三）、『一一』は、入唐僧の中国仏教将来に関する創作であり、同じく『敦煌』（昭三四、一二）は、中國文人の西域仏教保全に関する創作であるが、これらに素材となった当代日中または中國西域仏教の動きには一連、または一貫したものがある。氏が第三作として将来、たとえば玄奘の『大唐西域記』のときを資料としたインド仏教に關する創作を為すならば、既刊の二著とあわせて、すぐれた仏教文学の三部作となるであろう。

聖徳太子と時代精神 さて、東洋史の動きは、太子御生誕の六、七十年前頃から、とくに日本と朝鮮との交渉の形で次第に活潑になりつつあった。そして百濟は日本に親交的であり、新羅は一服一叛であった。その間日本の、半島における拠点たる任那は、しばしば復興を図られつつ、太子薨去の翌年、ついに新羅により收められるという結果になつた。小野妹子が遣隋使として前後二回中国に渡つたことには、文化的宗教的その他いろいろの意味もあつたであろうが、直接には太子の大局を見られた炯眼のしわざであり、結果として大陸の思想や文化の直接将来に到り得たことは、民族の自覚を早め、あるいはこれを深めるという利得があつた。なお、仏教が日本に公伝したのは百濟からであり、また太子の仏教学の師匠は高麗の僧慧慈であつた。それにしても、宮本博士が言われるよう太子の生活——太子研究——太子信仰には、相互に密接な関係があるのであり、ことに太子研究の現代的意義に関しては幾つかの考慮すべき点がある。

(註) 宮本正蔵教授「現代に於ける太子研究の重点」宗教公論二五の三(昭三〇) 参照。しかいまは、さきにのべたような民族的危機に際会して、なお政治的文化的指導と善処をあやまたれなかつた聖徳太子の教化活動における社会教育的意義を問うのが趣意であるから、その点に制限して二、三の考察をなしてみよう。

仏教移入による社会的変動『日本書紀』によると、太子の父でましました用明天皇(A.D.540—587)の即位二年(西紀五八七年)秋七月、蘇我馬子が諸皇子や群臣に勧めて、政敵物部守屋を滅ぼす計略にまじらせた。守屋はすなわち尾興の子で、尾興は欽明朝に大連として、わが國に仏教を入れるに反対したひとである。当時、馬子の父稻目は天皇に奏して仏教を入れさせたが、ことがあつて仏像はかえつて物部方により難波の堀江に投げられ、寺塔は焼かれた。つづいて守屋と馬子も排仏・崇仏の対立にあつたのである。

さて、馬子の誘いに応じ、守屋討伐に従つた諸皇子として『書紀』が掲げる五皇子中の第三人目に「厩戸皇子」すなわち聖徳太子の名が見えるのである。当時太子は十四才の少年であつた。しかるにその年、四月二日天皇は病を得

たまゝ、同九日崩御しておられる。馬子の守屋討伐は、その直後のことである。太子は父天皇の御不す中、衣帶も解かず日夜病に侍し、香炉を擎げて祈請したもうた（太子伝歴）と言うが、いまはかなくその父を失われた悲しみの中に討伐に立たれたのである。八月二日に崇峻天皇が即位されているが、それまでの間に、守屋討伐は片づいていた。しかし、当初は蘇我の軍勢が劣弱で、太子も苦戦されたことが伝えられる。有名な四天王寺造立への因縁もこの苦戦がもとである。

（註）馬子の討伐軍に対抗し、守屋は穴穂部皇子を奉じて挙兵し、反撃はげしく、太子側の「皇子等ノ軍ト与ハ群臣ノ衆、怯弱恐怖ニ、三タビ廻シテ却返スル」（崇峻紀）のほかなかつた。そのとき太子は、額に束髪して軍後にしたがわれたが、心に「將ニ無ケン見レル敗ヲ。非レバ願ニ難レシ成シ」（同上）と期され、白膠木（ぬりで）を取つてすばやく四天王像を作り、それを頂髪に置いて、「今若シ使バニ我ヲシテ勝タ敵ニ、必ラズ当シヨリ奉ニ為マツリテ護世四天王ヲ、起立タッ寺塔ヲ」（同上）と誓われた。馬子もまた、諸天王と大神王のために寺塔を立て、「三宝を流通」することを誓つた。その結果、戦いは大連軍の大敗北で、物部氏はついに蘇我氏のために滅ぼされた。

太子は、戦勝なされたので二十才のおり、難波の荒陵に四天王寺を造られた。

物部氏と蘇我氏との多年にわたつた政治的軋轢と抗争とは、その背後に民族生活の経済的混乱と思想的動搖のあつたことを物語るであろう。たまたま仏教の伝来がはずみとなり、その採否をめぐつて両氏の政治的対立となつたが、太子の御所属が血縁の関係からも宗仏派の蘇我側であつたことは幸いであった。それは単に仏教に利したばかりではなく、排仏派の敬神精神に対しても大きな反省がなされることになり、民族生活に宗教的安定がもたらされた。

（註）推古天皇十五年、二月九日に詔して群臣共に心を竭して神祇を拝すべきを命じたまう。同十五日皇子及び大臣、百僚を率いて神祇を祭拜したまう。（日本書紀）

右の記事中に、十四才の太子が「四天王像」を作つて戦勝を祈られたことが出て、一方に三宝（仏教）の護持や興

隆がいわれるから、その実際が思想的にはまだ未熟幼稚の域を多く脱しないものであつたことが知られる。

仏教の日本に公伝された年時は、『書紀』によれば五五二年で、太子の出生前二十二年であった。太子は三才の後、常旦東に向い南無仏と称して再拜したまうたと伝える（補闕記。伝暦は二才のときのこととする）太子は三十才にして推古天皇元年に摄政となられたが、天皇二年に、皇太子及び大臣に詔して三宝を興隆させたまい、諸臣・連等は各々君親の恩のために競つて仏舎を造つて、これを寺と言つた（紀）。そして『法王帝説』によれば天皇六年に勝鬘經を天皇の請いにより講じられ、其の儀、僧のごとく、諸王・公主及び臣・連・公民は信受して喜ばないものはなかつたという。この間の経過を見ると、太子の仏教理解が急速に進まれたことがわかる。しかもそれは、太子の御資性の優秀さに負うたようである。

〔註〕 太子六才に至り、宮中に諸王子、闇叫の声あり、御父皇子（用明天皇）答を持ちて追ひたまふに、太子独り進んで之を受けたまふ（補闕記。伝暦はこれを四才のときのこととする）

三、大乗仏教精神と社会教化

仏教思想と東洋文化 仏教はいうまでもなく、いまからおよそ一千五百年前、インドのネパール国に出世したゴータマ・ブッダ（釈尊）を創始者とする世界宗教である。もとよりそれは、釈尊以前からあつたインドのバラモン教や、ことにウパニシャッド哲学等に、宗教的にも思想的にもあかく負うたもので、釈尊一個の創見にすべてを帰し得るものでは到底あるまい。しかし、カースト制が牢固として厳しいインドにあつて断然、人間の平等愛を絶叫した点において、その仏教という新宗教の創唱は、それにおくれる五世紀の差でユダヤに出現したイエス・キリストによりはじめられたキリスト教と相ならんで、いまに入類史上に不滅の意義を示し、永遠の光彩を放つものである。

西洋紀元前後に出現した大乗仏教 *Mahāyānic Buddhism* は、釈尊滅後の原始（小乗）仏教が、ややもすれば、形

式的個人主義におちいり、いたずらに保守の風に堕したのに抗し、釈尊の根本精神に復帰しようとしたのは、形式は復古であるが、実質はかえって進歩主義たるもので、思想的には自由を標榜し、社会的には人間解放と文化の積極的意義を認めた。もとより、大乗と併行しても小乗 Hinayāna は存続発展したのであり、現在にもセイロンその他においてその形式主義は固く守られ、それなりに道徳的・社会的影響や感化も見られるのであり、また溯つて釈尊入滅後二百年、前三世紀頃インドのマガダ国に君臨した孔雀王朝第三世君主アショーカ Asoka 王のこときは、五天竺を統一した勢いで、仏教の保護と宣伝につとめ、實際上これを世界宗教化する基礎をきづいたもので、仏典の第三結集を行つたとまで言われるほど諸方に功労多いひとであるが、この時代の仏教はなお小乗であった。わが聖德太子がしばしばこのアショーカ王にたぐえてのべられるのは、両者が共に為政者でありながら、仏教を保護し、その教えの宣揚につとめたからであるが、太子はことに自身にも仏教を研究し、大乗仏教の精神による國の統治をはかられたことは、東洋の政治史上にもまた文化史上にも頗る注意すべき事柄であつたとしてよい。

(註) 池田栄「日本政治学の根柢——日本政治理念の本質と史的起原」参照。

大乗仏教の思想的特色 さて、大乗仏教の特色は、さまざまの方面について考えられるが、第一はその思想面である。思想的方面から見られた大乗仏教は、いわゆる「空」 śūnyatā の世界觀を根底としたものである。經典としては、般若部の諸經をはじめとして、維摩・法華等、いずれも教理上これによらぬはない。けだし大乗仏教にいう「空」は、單にそういうものがあるというのでなしに、ものをそのものがあるがまま、諸法實相（法華經）の上に見ることに關し、言い換えれば、「中道」 madhya-marga による物の見方・考え方である。論理的には、空するという否定力の作用である。それが般若 prajñā であり、智慧である。そうした「空」觀の根本趣意は、さらに空するはたらきそのものの自己否定（空亦復空。般若經や維摩經の趣意）をも内容とし、やがて本有自然の無の立場を明確にする（從無住本、立一切法。維摩經）にあるから、具体的・実践的には、「方便」 upaya として慈悲道に進展することに

なる。

大乗仏教の第二の特色は、その人間主義的な文化肯定の面にある。釈尊はやはり、そうした人間生活をその最もふかい底面において真実肯定したひとであつたが、修行上の便宜その他の理由で、しばらく当時の「出家」の風にしたがうことによつて、限られた範囲での社会教化だけで終始された。

(註) 中村元「ゴータマ・ブッダ」参照。

文化や人間の立場が肯定されてはじめて、「教育」というしごとが積極的意義をもつてくる。その自觉そのものが仏教の普及によって進められたのである。しかも、釈尊以後のひとびとは、かたちとして釈尊を学ぶことが多かつたから、教団維持をはじめとして、必要以上に形式化と固定化とおちいる破目となり、仏教の生活的文化的意義は、きわめて限定されたものとならざるを得なかつた。この方面で革新的行動に出て、しかも釈尊の根本精神にかえろうとしたのが、前述の大乗教徒であつた。かれらはついに、在来の小乗保守の徒に反対して文化を肯定し、人間生活の積極的意義を説くにいたつたのである。「般若」につづいて現われた諸部の大乗經が、いづれも具体的な人生問題や、社会問題をその内容としているゆえんである。

さらに大乗仏教は、実際信仰の歎吹をなしたところに、その第三の特色を有している。それがすなわち、大乗仏教の、まさに「宗教」たるゆえんを表示した、最も重要な方面であるが、ことに注意したいのは、この世を「穢土」とする価値觀の実際において、「淨土」への強い思慕をしめし、それがやがて諸部の淨土經となつて発展したまでの経過である。そこには、現実生活への深刻な反省があつたことが反顯されており、淨土教としても、のちにはその主流となつた「アミダ仏信仰」(狭義の淨土教)にあつても、宗教的実践としてのその称名念佛の実義は、人生目的の具現と道德生活の完成にある。「出家」を条件とし、聖者生活を必須とした聖道門を「難行」道と判定した底意は、学

ばるべき理想の世界を拒否することではなくして、かえってふかくみずからの機根に反省を加え、大乗法への信帰に、一層のはげみを増したことにほかならない。同じ大乗仏教内に、聖道から淨土まで、その諸法門が安心と立命を得べきものの多種であり多様であることを意味しても、各人により、具体的にえらび採らるべき道の多数であることを意味するものではない。

(註) 勝鬘夫人(ぶにん)は七才以上の女子の大乗による教育を誓い、友称王は同じく七才以上の男子の教育を誓つたことが経に見える。

以上のほかにも、大乗仏教の特色として、たとえば、「資生産業、皆是仏道」(法華經)というように、実際生活を重んじ、その中に仏教精神を見出すという、ある意味ではきわめて近代的な思想や精神も見出されるが、基本的に言つて、人間の宗教的靈性への確信とその完全実現を趣意とした「一切衆生、悉有仮性」(涅槃經)の思想や觀念が全体の根底をなしている。さきに述べた勝鬘經なども、その成立は第二期またはそれ以後の大乗經として、般若・法華等におくれたが、そうした靈性を「如來藏」tathāgata-garba と説いて、人間の教育的完成と道德的実践を絶叫しているのである。

三經義疏の教化精神 聖德太子は、さきの勝鬘經講讚につづいて、さらに法華經の講讚をなされ、且、維摩經をも加えて、三部の大乘經典の註釈書を作られ、さいわいその何れもが現存するのである。

(註) 三經義疏中、法隆寺に藏されていた「上宮太子御草本法華義疏」の四巻は、明治十一年、皇室へ献上された。

これは、邦人によつて成された最初の學問的著述とされ、その歴史的意義は、きわめて大である。『三經義疏』の解釈については、学界でも細部的な論はなおあるが、いまはそれをも太子における仏教による宗教的自覺の表示と理解し、御一代の教化精神の山來するところと承知したい。

太子は本来、推古天皇の攝政皇太子たり、たとえ、『三經義疏』のような、しかもすぐれた著書があつても、決して單なる著述家ではない。しかしまだ、よほどの専門研究者の実をそなえていなければ、かような仕事をなしとげ得るものでもない。そこに、太子の為政者としての特異性、あるいはその偉大さを見るべきであると同時に、そうした太子の政見的処理にもとづく文化的影響そのものが、ながく日本の國運を扶翼し、民族生活の方向を決定したことであつてみれば、太子の文化政策の一線に沿うた如実な御所産ともいべき『義疏』は、その成果としてかく卓抜であるばかりでなく、こうした「文化」重点主義と、何よりも自己御みずからを最高最大の「文化人」たらしめていかれた人間形成的努力と、こうした人生信念そのものに、最もふかい思想的現実的意義があることでなければならない。

(註) 黒上正一郎「聖德太子の日本文化創業」参照。

太子治世はしばしば、古代ギリシャにおけるプラトンの哲人政治にたぐえて理解されるものなのである。「仏典」は文化史的に見て、思想的素材であり、また同時に人格的原理であった。狹義の宗教的意義においてのみ仏典を見ようとすることは、むしろ近代ルネッサンス時代以後の人間のかんがえかたであるにすぎない。これを逆に言えば、人間(具体的には近代人)は、宗教から自由になつただけ、別な意味ではまだそれに不自由しているのである。近代的自由は、たしかに中世的な宗教の意義を更新する人間性の理念のもとに立つてゐる。しかし、宗教からの自由は、そのまま宗教への義務であるべきで、それはもとより単に宗教を捨てざるという気儘な自由であつてはならなかつたはずである。すなわち、えらびとられた宗教に向つての絶対自由なあゆみにこそ、勝義における「近代人」の概念が成立すべきものであつた。こうした反省を通じて、歴史上における聖德太子の地位を回想してみると、太子は近代的意味における勝義の宗教の能設者であつたのであり、よしんばそこに仏典が採られ、またそれに對する専門的註釈書が成されたにしても、それは民族の自由と主体性に立つ自主的決定としての思想表明であつて、判断としても推理としても、いささかも隸属するところない独立者の道たるものである。その意味において理解された「和國の教主」という太

子に対する称呼は、仏教的制約を超えて普遍的に妥当する教化人の意義を有するものでなければならなかつた。

社会教化としての社会事業

日本における社会教育は、聖徳太子の、仏教という普遍的思想に触れるることを縁とした人類愛的自覚が動機となつて、その歴史的スタートの切られたことを知つた。それは一方では、太子御自身の信仰や修養となつて現われ、他方では、冠位や憲法の制定実施、さらには四天王寺を中心とする四箇院の設置・経営等となつて、展開した。そのうち四箇院というのは、

I、敬田院（仏法興隆のセンター。四天王寺そのもの）

II、悲田院（貧窮孤独者の宿泊所）

III、施藥院（諸国の薬種を集めて貧窮の病者に施与）（註）

IV、療病院（後世のホスピタル＝病院の起り）である。

（註）施藥院は、奈良時代に光明皇后が開創され、のち中絶。淳和天皇の朝、一時復興したが、再び廃絶した。

敬田は、また「福田」と言い、仏・法・僧の三宝を恭敬供養すれば無量の福分を生ずる。よつてこの三を敬田と称したので、四天王寺（現在、和宗總本山）は太子創建のとき南北六町、東西八町あり、他の三院はその垣外にあつたのである。それは社会教育プロパーというよりは、社会事業 social work であり、より具体的にはセツツルメントであつたとも考えられよう。しかし、聖徳太子は社会事業を社会教育精神から展開された。いわば社会教育としての社会事業であつて、そこに事業原理として深い宗教的自覚があつたことが、その大きな特色と言えるであろう。そして、敬田院の理念には、現行の社会教育法に規定している「公民館」や「図書館」等の社会教育施設実現の意味が十分こめられており、ただ仏教 Buddhism という宗教的意義の厚薄またはその有無が両者の差異なのである。そこにはまた現代の社会教育が動もすれば欠如しがちな思想的・精神的なものについての大きな示唆がなくはないようである。本来、仏・法・僧の三宝そのものが、人間の自覚に深く関したことであり、実はそれ以外に教育のいとなみもな

いのであつた。三經義疏についても、

I、勝鬘經義疏——法（自覺の完成態）

II、法華義疏——法（自覺の原理論）

III、維摩經義疏——僧（自覺の実踐行）

以上の趣意が伺われるのであり、まして太子伝説には教化精神の実証が殆んど無限に見出せるのである。（註）社会教育思想を中心にして考察した場合、太子のこの精神が現代にいたるまで日本の社会教育史の底をぬうて流れいると言つても殆んど差支えなかろうかと信ずる。

（註）拙稿「三經義疏の哲學的解明について——聖德太子研究序説」（宮本教授『選歴記念論集五〇』三一五一二首）参照。

級照る片岡山に飯に飢て臥せるその旅人あはれ

親無しに汝生りけめや

さす竹の君はや無き飯に飢て臥せるその旅人あはれ（聖德太子御歌）

（金沢大学法文学部助教授）

追記。本稿は昭和三十四年十二月に成つた。三經義疏中、維摩疏が太子の親撰でないとの論が学界にあり、これに対する私見ものべなければならぬが、資料不足により後日を期する。その後、福井康順先生から新著『東洋思想史研究』（昭和三五、三月）を贈られたが、同書二一九一二七〇頁（聖德太子の維摩經義疏についての疑）は、この問題に當てられている。改めてふかくお学びしたい。